

# 社会保険医療指導委員連絡協議会

常任理事 · 医療保険部長 橋本 洋一

社会保険医療指導委員連絡協議会を3月19日 (土)、かでる2・7において各郡市・医育機関医師 会の指導委員に参集願い開催した。

冒頭、長瀬会長より挨拶があり、その後、小職より北海道厚生局黒澤指導医療官、與坂医療課長補佐、吉田医療指導監視監査官、北海道保健福祉部健康安全局山西主査、同部福祉局菅谷主査を紹介した。

表1のとおり、初めに黒澤指導医療官から平成28 年度診療報酬改定の概要と項目内容、與坂医療課長 補佐から施設基準について、北海道厚生局作成のパ ワーポイント資料に基づき詳細な説明が行われた。

次に道福祉局菅谷主査から生活保護法の医療扶助 制度に関して説明と依頼事項が述べられた。

最後に小職から平成28年度以降の集団的個別指導 及び個別指導の変更点について説明した。

ご多忙の中、ご出席いただいた北海道厚生局・北海道の各氏にこの場をお借りしてお礼申し上げたい

本連絡協議会に先立ち3月15日(火)に北海道厚生局・北海道、当会医療保険部担当役員により、改定内容の確認、今後の進め方等について打合せを行った。

また、その事前の3月4日(金)に厚生労働省、5日(土)に日本医師会において、それぞれ全国担当者への説明のための会議が開催されている。その後、3月下旬、道内各地において北海道厚生局主催の改定説明会が開催された。



施設基準(「新たに施設基準が創設されたことにより、平成28年4月以降において当該点数を算定するに当たり届け出の必要なもの」「施設基準の改正により、平成28年3月31日において、現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成28年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの」)の届け出の締め切りは、北海道厚生局に必着で4月14日(木)であった。まだ届け出をしていない医療機関は届け出をし、受理されるまで算定ができないので、くれぐれもご注意願いたい。

日本医師医会の説明資料は日医メンバーズルームに、厚生労働省の説明資料は厚生労働省のホームペ

ージに掲載されている。疑義解釈やQ&A、その他 関係資料については当会ホームページの医療保険関 係通知に随時登載し、メール登録いただいている会 員にはその際、直接発信している。また、北海道医 報附録の医療保険関係通知にも随時掲載していくの で、必ずご覧いただき確認をお願いしたい。

#### 【診療報酬点数表等の改定内容について】

平成28年度も引き続き「地域包括ケアシステムの 推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点」 などを重点に改定が行われた。

かかりつけ医機能推進の観点から「認知症地域包括診療・同加算」や「小児かかりつけ診療料」等が新設され、後発医薬品使用促進を評価する「外来後発医薬品使用体制加算」や多剤投薬患者の減薬指導を評価する「薬剤総合評価調整加算」等も新設されたが、7対1入院基本料の基準(重症度、医療・看護必要度の基準や在宅復帰率)や回復期リハビリテーション病棟における疾患別リハビリテーションの出来高算定、コンタクトレンズ検査料などが見直された。

今回の改定では新設された項目や見直しが行われた項目が多いため、経過措置の対象となっている項目も多い。経過措置期限や施設基準の内容等について細心の注意が必要である。

## 【生活保護法の医療扶助制度について】

医療扶助の範囲や調剤・治療材料・移送等の取り扱い、他法他施策の優先活用などについて説明。向精神薬の長期処方および重複処方の防止や生活保護受給者に対する後発医薬品の積極的使用について協力を求めた。

### 【集団的個別指導及び個別指導について】

会計検査院の指摘により平成28年度より集団的個別指導及び個別指導等の内容が①~④のとおり見直された。①病院及び有床診療所の看護部門の責任者等を主な対象とし、看護関連施設基準等集団指導を3年一巡形式で実施。②集団的個別指導の実施対象医療機関のうち、高点数に該当する医療機関に高点数である旨等を通知。③個別指導の実施対象として、高点数に該当する医療機関を追加。④北海道独自で実施している一般個別指導の実施対象を追加。

### 表 1 社会保険医療指導委員連絡協議会 次第

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 診療報酬点数表等の改定内容について
  - (1) 北海道厚生局 黒澤指導医療官
  - (2) 北海道厚生局 與坂医療課長補佐
- 4. 質疑応答
- 5. 生活保護法の医療扶助制度について 道福祉局 菅谷主査
- 6. 集団的個別指導及び個別指導について 北海道医師会 橋本常任理事
- 7. 閉 会